

明日葉保育園相生園 重要事項説明書

(事業所の名称等)

第1条 株式会社あしたばマインドが設置するこの保育園の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 明日葉保育園相生園
 - (2) 所在地 東京都大田区西蒲田6丁目18番8号
- (受入年齢及び利用定員)

第2条 明日葉保育園相生園（以下「当園」という。）が受け入れる子どもの年齢は、生後57日から小学校就学前までとする。

2 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。） 72人
 - (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、1歳以上の子ども 34人
 - (3) 3号認定子どものうち、1歳未満の子ども 14人
- (施設の目的及び運営の方針)

第3条 当園は、児童福祉法（以下「児福法」という。）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。

2 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供するものとする。

3 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当園が保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1人
職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用する子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 主任保育士 1人
園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに、保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動、地域住民等の子どもの療育支援を行う。
- (3) 保育士 20人以上
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 看護師 1人
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うとともに、利用する子どもの健康管理を行う。

- (5) 栄養士 1人

利用する子どもの発達段階に応じ、必要な栄養量等を計算しながら、離乳食・幼児食の献立を作成するとともに、給食調理を行う。

- (6) 調理員 2人

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつ等の調理を行う。

- (7) 嘱託医 1人

利用する子どもの健康診断及び健康管理を行う。

(保育の提供を行う日及び行わない日)

第5条 当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び原則として年末年始（12月31日から1月3日まで）は除く。

(保育の提供を行う時間)

第6条 当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

- (2) 保育標準時間認定を受けた子どもについて、(1)以外の時間帯で、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時16分から20時15分までの範囲内で、延長保育を提供する。

- (3) 保育短時間認定を受けた子どもの場合

8時30分から17時15分まで、かつ8時間の範囲内で、保育を必要とする時間とする。

- (4) 保育短時間認定を受けた子どもについて、(3)以外の時間帯に、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、朝は7時15分から、夕方は17時16分から18時15分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(提供する保育等の内容)

第7条 当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

前2条に規定する日及び時間において、条例45条に規定する「厚生労働大臣が定める基準」に従い、保育所保育指針（平成30年厚生労働省告示第141号）が示す特定教育・保育及び時間外保育を提供する。

- (2) 食育プログラム（PAKUTTO）の実施

栄養士による食育プログラムを実施する。

- (3) リトミック（Flower）・英語（Friends）の実施

専門講師によるリトミック・英語を実施する。

- (4) 体操プログラム（DEKITA）の実施

グループ法人所属講師による体操教室の実施。

- (5) オンライングローバル保育 あしたばドアの実施

第8条 当園から特定教育・保育を受けた支給認定子どもの保護者は、その支給認定を受けた区市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額を支払うものとする。

- 2 当園は、前項に掲げる利用者負担額のほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用等のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園の利用は、区市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたとき

に、開始するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園の利用は、次の場合に終了するものとする。

- (1) 利用する子どもが小学校に就学するとき。
- (2) 利用する子どもの保護者が児福法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとする。

3 当園は、特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、日頃から消防計画や災害対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月1回以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくものとする。

(虐待等の防止のための措置)

第13条 当園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。また、虐待に係る早期発見のため、確信がない場合でも通告義務に基づき、関係機関と情報連携を図り、虐待防止に努めます。

(記録の整備)

第14条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 日々の特定教育・保育の提供の記録
- (2) 特定教育・保育の提供にあたっての計画
- (3) 特定教育・保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の市町村への通知に係る記録
- (4) 利用する子どもの保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他利用にあたっての留意事項)

第15条 当園では、原則として、車での送迎は行えないものとする。

2 当園では、原則として、投薬は行わないものとする。ただしやむを得ない場合は、医師の処方による薬のみ、与薬依頼書の提出をもって受けることができる。

3 当園では、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとする。

第16条 当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置する。

苦情解決責任者 園長

苦情受付担当者 主任

本社受付窓口 株式会社あしたばマインド保育園事業部

住所：東京都港区三田 3-5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー3階

電話：03-3453-3335

不適切保育に関する相談窓口 大田区こども家庭部保育サービス課

保育サービス基盤担当

連絡先電話 03-5744-1727 Fax 03-5744-1715

その他受付窓口として、第三者委員を選任し、園内に意見箱を設置するものとする。

附 則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

保育園名：明日葉保育園相生園

説明者職氏名：園長

別表 1

時間帯	世帯区分	(0)、1、2歳以上児	3歳児以上
1時間延長	A, B階層	月額 0円	月額 0円
	C1～C6階層	月額 15日以下 1,500円 16日以上 2,000円	月額 15日以下 1,500円 16日以上 2,000円
	C7～C17階層	月額 15日以下 2,000円 16日以上 3,000円	月額 15日以下 1,800円 16日以上 2,500円
18:15～			
19:15	C18階層～	月額 15日以下 4,000円 16日以上 5,000円	月額 15日以下 3,000円 16日以上 4,000円
2時間延長	A, B階層	月額 0円	月額 0円
	C1～C6階層	月額 15日以下 3,000円 16日以上 4,000円	月額 15日以下 3,000円 16日以上 4,000円
	C7～C17階層	月額 15日以下 4,000円 16日以上 6,000円	月額 15日以下 4,000円 16日以上 6,000円
18:15～ 20:15			
	C18階層～	月額 15日以下 8,000円 16日以上 10,000円	15日以下 6,000円 16日以上 8,000円

※補食代を含む。

※夕2時間延長より、夕食提供が可能。希望する場合は1食¥500で提供。

※夕1時間延長の世帯がそれを超過した場合の延長料金は、一時延長保育料(別表3)に準ずる。

※保育短時間認定の場合の延長保育時間は原則18:00までとする。

別表 2

スポット 延長保育料 (円／1 時間)	400 円
---------------------------	-------